〇滝川地区広域消防事務組合通信規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制　定　平成31年３月４日

改正　令和３年５月27日

（趣旨）

第１条　この規程は、法令その他別に定めるもののほか、消防通信の円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

⑴　消防指令センター　消防本部庁舎内にあって、災害の受信、災害情報の収集及び伝達並びに消防部隊の出動及びその運用に係る有線又は無線を媒介とした通信による指令管制業務を行う施設をいう。

⑵　通信勤務員　消防指令センターで消防通信に従事する消防職員をいう。

⑶　通信指令設備　別表第１に掲げるものをいう。

⑷　消防通信　有線設備及び無線設備等を使用して行う、全ての通信の総称をいう。

⑸　災害通報　災害が発生し又は発生するおそれがあると認められるときにおける、消防指令センター及び各署所において、受報する通報をいう。

⑹　災害通信　災害出動時における、消防指令センター、各署所及び出動隊等の間で行う通信をいう。

⑺　業務通信　災害通報、出動指令及び災害通信以外の通信をいう。

⑻　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

⑼　基地局　陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

⑽　卓上型固定移動局　非常時において搬送使用できる状態とし、固定型外部空中線については、基地局が使用できない等の非常時において使用する無線局をいう。

⑾　陸上移動局　陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

⑿　無線設備　無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

⒀　無線従事者　無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

⒁　無線略号　無線交信を簡略又は秘匿するために運用する用語をいう。

⒂　無線統制　消防通信の混信及び輻輳を防止するため、出動隊等に使用する周波数の指定及び陸上移動局からの送信を制限することをいう。

（消防通信の優先順位）

第３条　消防通信の優先順位は、次のとおりとする。

⑴　災害通報

⑵　出動指令

⑶　災害通信

⑷　業務通信

（通信勤務員の遵守事項）

第４条　通信勤務員は、通信指令設備及び無線局の機能に精通し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　冷静な判断と正確な通信機器の操作をすること。

⑵　通信機器及び業務上知り得た各種情報を災害活動又は業務の目的以外に使用しないこと。

⑶　通信は、簡潔明瞭に行い、私語等を交えないこと。

⑷　通信内容は、確実に聴取すること。

⑸　配備車両の運用変更、通信指令設備及び無線局の障害に関する情報については、確実に伝達し処理すること。

（秘密の保持）

第５条　通信勤務員は、消防通信及び支援情報で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（時刻の表示）

第６条　通信に使用する時刻は、24時制とする。

（統括管理者）

第７条　通信指令設備及び無線局の適正な管理運営を図るため、消防本部に統括管理者を置く。

２　統括管理者は、通信指令課長をもって充てる。

３　統括管理者は、消防指令センターの運用に関する事務を統括し、各署所の通信指令設備及び無線局の管理、運用に関する事務を所属長と調整し適切な運用に努める。

（各署所の管理）

第８条　所属長は、各署所における通信指令設備及び無線局の管理、運用に関する事務を整理する。

（運用主任者及び通信担当者）

第９条　消防指令センター及び各署所に運用主任者及び通信担当者を置く。

２　運用主任者及び通信担当者は、電波法第41条に定める免許を有する無線従事者のうちから、消防指令センターにあっては統括管理者が、各署所にあっては所属長が任命する。

３　運用主任者は、無線局の運用を管理する。

４　通信担当者は、運用主任者のもとで通信の操作及び無線局設備の維持の実務を行う。

（統括管理者の責務）

第10条　統括管理者は、通信指令設備及び無線局に関する業務を管理統括するほか、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　通信指令設備及び無線局の障害の除去に関すること。

⑵　通信指令設備及び無線局の改善、研究、保守管理等に関すること。

⑶　気象情報の収集、提供及び記録に関すること。

⑷　通信指令設備及び無線局の運用操作及び災害通報受信に係る教養訓練に関すること。

⑸　消防指令センターの情報管理に関すること。

⑹　消防指令センターの入室管理に関すること。

（所属長の責務）

第11条　所属長は、所属に配備された通信指令設備及び無線局を活用して、消防通信を円滑に運用するとともに、機器を適正に管理するものとする。

２　所属長は、運用主任者及び通信担当者に指示し、災害支援に活用する防火対象物等の情報を適時更新するものとする。

（無線従事者の選解任等）

第12条　統括管理者は、無線従事者が資格取得等により増加又は退職等により減少した場合は、遅滞なく無線従事者の選（解）任届を北海道総合通信局長に届出しなければならない。

２　所属長は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに適時有資格者の確保に努めなければならない。

（障害等の報告と措置）

第13条　所属長は、通信指令設備及び無線局に障害等が発生したときは、他の方法により通信を確保し、復旧に努めるとともに、速やかに統括管理者に通報するものとする。

２　統括管理者は、前項の通報を受けたときは、消防長に報告するものとする。

（維持管理）

第14条　通信勤務員は、通信指令設備及び無線局の維持管理に留意するとともに、適正な通信の確保に努めるものとする。

（災害通報の受信及び通報）

第15条　通信勤務員は、災害通報を受信したときは、災害発生場所、通報者の安全の確認、対象物、状況、負傷者等の有無、その他必要な事項を的確に聴取するものとする。

（予告指令）

第16条　通信勤務員は、災害通報を受信し、災害発生場所及び災害種別を聴取したときは、直ちに予告指令を行うものとする。

（出動指令）

第17条　通信勤務員は、受信内容が確定したときは、自動出動指定装置により選別された消防部隊に対し、出動指令を行うものとする。

２　出動指令は、次の各号に揚げる区分により行うものとする。

⑴　火災指令

⑵　救急指令

⑶　救助指令

⑷　危険排除指令

⑸　その他指令

（災害の速報）

第18条　災害等に出動した現場最高指揮者は、災害等の状況を消防指令センターに速報するものとする。

（車両運用端末装置による動態把握）

第19条　通信勤務員は、災害等に出動できる消防部隊の動態及び位置を常に把握し、消防部隊の効率的な編成がなされるよう管制に努めるものとする。

２　消防職員は、車両端末の操作を的確に行うものとする。

（車両の運用変更報告）

第20条　所属長は、消防車等が次の各号の一に該当するときは、速やかに統括管理者に通報するものとする。

⑴　整備等の理由により、消防車等が出動不能又は出動可能になったとき。

⑵　出動不能車両に代わって、他の消防車等を使用するとき。

⑶　消防車等の配置場所を変更するとき。

（無線局の運用）

第21条　無線通信にあたる者は、次に掲げる事項に留意して運用するものとする。

⑴　電波関係法令を遵守するほか、通信の内容、緊急性等に応じて適正に運用するものとする。

⑵　必要のない無線通信は行わないものとする。

⑷　無線通信を行うときは、自局の呼出し名称を付して、その出所を明らかにするものとする。

⑸　無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正するものとする。

⑹　基地局及び陸上移動局は最良の状態に調整するものとする。

⑺　基地局及び陸上移動局は他局が交信中でないことを確かめてから交信するものとする。

（無線局の使用波及び運用方法）

第22条　無線局の使用波及び運用方法は、別表２のとおりとする。

（無線局の開局）

第23条　無線局の開局は、次に掲げるところにより行うものとする。

⑴　基地局及び卓上型固定移動局は常時開局すること。

⑵　卓上型固定移動局以外の陸上移動局は、出向、災害出動及び感度試験時に開局すること。

２　出向中の陸上移動局が一時閉局するときは、連絡方法を明らかにしておくものとする。

３　統括管理者は、基地局が故障等により交信できないときは、直ちにその旨を指令電話等で各署所に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

（無線局の感度試験）

第24条　各署所は、次の各号に掲げるところにより感度試験を行うものとする。

⑴　定時感度試験　各署所で定めた時間に実施するものとする。

⑵　前号以外の感度試験　その他必要なときに随時実施するものとする。

（無線略号の運用）

第25条　簡略化及び秘匿が必要な災害通信を行う際に使用する無線略号は、別表３のとおりとする。

（無線交信中の災害通信）

第26条　無線局が災害通信を行う場合は、第22条の規定にかかわらず、他の使用波に切り替えて通信を行うことができる。

２　前項の通信を受信した通信勤務員は、直ちに交信中の当該無線局の交信を中止させ、災害通信を優先させることができる。

（無線統制）

第27条　通信勤務員又は現場最高指揮者は、災害等の発生状況等により、無線通信の混信及び輻輳を防止する必要があると認めたときは、無線統制を行うものとする。

２　通信勤務員又は現場最高指揮者は、無線統制を行うときは、出動隊等に周知するものとする。

３　陸上移動局は、無線統制時においては、災害通信で急を要する場合のみ自ら送信することができるものとし、その他の通信にあっては、基地局から応答を求められたとき以外は送信してはならない。

４　通信勤務員又は現場最高指揮者は、無線統制の必要がなくなったときは、無線統制の解除を出動隊等に周知するものとする。

（検査）

第28条　無線局は、電波管理局が実施する定期検査を受けなければならない。

２　前項検査実施にあたり、運用主任者又は通信担当者は、受験体制を整えるとともに立ち合いをしなければならない。また、検査の結果、指示を受けた場合は、速やかに相当の措置を行い、内容を検査簿に記載するとともに、北海道総合通信局長に文書をもって報告しなければならない。

（備付書類の管理）

第29条　統括管理者は電波関係法令に基づく無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

（記録の保存）

第30条　統括管理者は、災害通報及び災害通信の内容を長時間録音装置又は磁気媒体に記録し、１年間保存するものとする。

（その他）

第31条　この規程に定めるもののほか、通信指令設備及び無線局の運用取扱いについて必要な事項は、統括管理者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

　（滝川地区広域消防事務組合消防無線局運用管理規程の廃止）

２　滝川地区広域消防事務組合消防無線局運用管理規程（平成27年滝川地区広域消防事務組合訓令第２号）は廃止する。

　　附　則（令和３年５月27日訓令第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 装置名称 | 機器名称 |
| 指令装置 | 指令台 |
| 自動出動指定装置 |
| 地図等検索装置 |
| 長時間録音装置 |
| 非常用指令設備 |
| 指令制御装置 |
| プリンタ |
| 署所端末装置 |
| 表示盤 | 車両運用表示盤 |
| 支援情報表示盤 |
| 多目的表示盤 |
| 無線統制台 | 無線統制台 |
| 自動出動指定装置 |
| 地図等検索装置 |
| 指令情報送信装置 | 指令情報送信装置 |
| 指令情報出力装置 |
| 気象情報収集装置 | 気象情報収集装置 |
| 災害状況等自動案内装置 | 災害状況等自動案内装置 |
| 順次指令装置 | 順次指令装置 |
| 音声合成装置 | 音声合成装置 |
| 音片編集用ＰＣ |
| カードリーダ |
| ＡＢＣスイッチ |
| 出動車両運用管理装置 | 管理装置 |
| 車両運用端末装置 |
| 無線ＬＡＮ親機 |
| 経路探索装置 | 経路探索装置 |
| システム監視装置 | システム監視装置（端末） |
| システム監視装置（ディスプレイ） |
| システム監視装置（着信表示灯） |
| 駆け付け通報装置 | モニター付インターホン端末 |
| カメラ付ドアホン端末 |
| 録画装置 |
| ＰｏＥインジェクター |
| 録音装置 |
| 駆け付け通報装置用ディスプレイ |
| 電源設備 | 無停電電源装置（本部・署所用） |
| 無停電電源装置（署所用） |
| 直流電源装置 |
| 拡張台 | 拡張台 |
| 統合型位置情報システム | 統合型位置情報受信装置 |
| ＩＰ－ＶＰＮ接続ルータ |
| ＡＢＣスイッチ |
| 表示盤端末 | 表示盤端末 |
| 支援情報システム（スキャナ） | 支援情報システム（スキャナ） |
| 防災情報共有システム用端末 | 防災情報共有システム端末（端末） |
| 防災情報共有システム端末（ディスプレイ） |
| 緊急地震速報受信用端末 | 緊急地震速報受信用端末（端末） |
| 緊急地震速報受信用端末（ディスプレイ） |
| Ｅメール指令装置 | Ｅメール指令装置（端末） |
| Ｅメール指令装置（ディスプレイ） |
| Ｗｅｂ出退表示システム | 制御処理装置（サーバ） |
| 入力端末装置（端末） |
| 入力端末用タッチパネル式２３型モニター |
| ネットワーク装置 | 消防指令センター設置ネットワーク機器 |
| 署所設置ネットワーク機器 |
| 指消防令センター設置セキュリティ機器 |

別表第２（第２２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 使用波名称 | 運用方法 |
| 活動波 | 滝川消防波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　滝川消防署、江竜支署、新十津川支署管内で消防車両等が消防活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 芦別消防波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　芦別消防署管内で消防車両等が消防活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 赤平消防波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　赤平消防署管内で消防車両等が消防活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 滝川救急波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　滝川消防署、江竜支署、新十津川支署管内で救急車両等が救急活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 芦別救急波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　芦別消防署管内で救急車両等が救急活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 赤平救急波 | 1　出動指令の通信に運用する。  2　赤平消防署管内で救急車両等が救急活動用に運用する。  3　車両端末による通信に運用する。 |
| 共通波 | 主運用波 | 北海道内の消防機関との相互通信に運用する。 |
| 統制波1～3 | 全国の消防機関との相互通信に運用する。 |

別表第３（第２５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用語 | 略語 | 読み方 |
| 被害者 | ０１ | マルイチ |
| 加害者 | ０２ | マルニ |
| 警察官 | ０３ | マルサン |
| 警察署 | ０４ | マルヨン |
| 感染症 | ０５ | マルゴ |
| 要救助者 | ０９ | マルキュウ |
| 死亡状態 | ４０９ | ヨンマルキュウ |
| 心肺停止状態 | ＣＰＡ | シーピーエー |